

令和6年第8回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和6年8月27日)

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和6年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、4番 岩崎委員、8番 松尾光繁委員の3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案及び1報告を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和6年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしく願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 6番 森委員さんと 9番 松井委員さんを

指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第24号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第24号資料説明)
申請地はいずれも譲受人の自宅近くにある農地で、現在田及び畑として管理されており、今後は譲受人である〇〇氏が梅を植栽される計画です。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。
こちらは22日に細川委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の自宅近くにある農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 梅を植えられるということですが、現況はどうなっているか。

- 谷口委員 現況は畑です。
- 古池委員 梅を植える状況に適しているのか、今の所有者が耕作できないから〇〇氏がするということか。
- 中塚書記 〇〇氏が自宅近くにある農地ということもあり、梅を栽培されたいと今回申請されました。
- 松井委員 〇〇氏の営農状況は。
- 中塚書記 〇〇氏が所有している農地につきましては、〇が〇〇〇平方メートル、〇は〇〇〇〇平方メートルです。
- 松井委員 営農されている実態はあるのか。
- 中塚書記 農作業歴〇〇年とあります。梅の栽培は経験がないそうです。
- 國久委員 今回の申請はどちらからされたのか。
- 中塚書記 〇〇氏からです。
- 國久委員 所有権移転してまで梅を栽培したいという営農の意思があるのかを見極める必要がある。梅の栽培が初めてなら、経験がある人を紹介し、営農に携わってもらうきっかけを作るのも農業委員会の役目ではないかなと思う。
- 松井委員 梅を植える時期や本数、品種など具体的にどのような営農計画か。また、自分であるのか誰かに頼むのか等を〇〇氏に確認してはどうか。
- 議長 では、この議案については、次回まで保留ということでお願いします。

[日程 3]

- 議長 日程3 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします

す。

局 長

はい、議長。

議案第25号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第25号資料説明)

申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在畑として管理されており、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。

許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちらにも22日に細川委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は譲受人の自宅近くにある農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第25号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成全員でございますので、日程3 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請

かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 　　はい、議長。
こちらも22日に細川委員と現地を確認いたしました。
当該農地の隣地は農地ですが、車両の通行や取水・排水の方法についても隣接農地の所有者から工事の同意を得ており、今回の計画による周囲の営農への影響はないものと考えます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第26号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 5]

議長 　　日程5 報告第2号 事業計画について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

報告第2号は、〇〇の申請地に〇〇〇〇が行う道路改良工事に伴い歩道を整備するもので、工事用道路及び資材置場として一時転用されるものです。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(報告第2号朗読)

資料14ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするためには、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっておりますが、中程に記載の同項第5号に該当するため転用許可不要となります。具体的には、その下に記載の土地収用法のとおりです。

資料15ページをご覧ください。今回の案件は、道路法に基づく道路改良工事で、町道周辺住民の安全と利便性を確保するため歩道を整備するもので、赤色の箇所を工事用道路および資材置場として一時転用されるものです。

なお、道路改良工事は今年度末までとのことでした。

議 長

それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。